

平成28年度 智頭町農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 平成28年4月8日（金） 午後2時

2. 開催場所 智頭町役場2階 第1・2会議室

3. 出席委員

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小林 功	出	2	大原 知子	出
3	山本 浩 視	欠	4	浅見 公昭	出
5	福安 逸雄	出	6	安道 信成	出
7	西尾 修	出	8	山中 真守	出
9	岡田 功	出	10	岡野 吉勝	出
11	小宮山 晃次	出	12	浮田 博司	出
13	西尾 寿行	出	14	古谷 常吉	出
15	國岡 美保子	欠	16	中澤 一博	出

計 14名

○在任委員の過半数に達したので本会は成立。

4. 欠席委員 3番 山本 浩視委員・15番 國岡 美保子委員

5. 日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案審議

(1) 非農地等現況証明願の決定について

(2) 農用地利用集積計画（案）の意見決定について

第3 報告

(1) 農地法施行規則第32条第1項第1号の規定による農地転用届について

6. 議事録

- 局長 ただいまから平成二十八年度、第一回智頭町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席状況は、席番三番山本浩視委員、十五番國岡美保子委員が欠席の為、十六名中十四名出席となりますので総会は成立します。それでは総会に入りたいと思います。
- 議長 議事進行について、会長よろしくお願ひします。
- 議長 それでは総会に入れます。総会に入れます前に、議事録署名委員の決定については、議長において十六番中澤一博委員、二番大原知子委員を指名します。これに異議ありませんか。（異議なしの声あり）
異議なしと認め決定いたします。
- それでは議事に入れます。議案第一号非農地等現況証明願いの決定について。
非農地等現況証明願いを下記のとおり受理したので、決議を求めるものです。
番号一について事務局の説明をお願いします。
- 局長 それでは番号一を説明いたします。
非農地等現況証明願の決定についてです。申請人は、大字木原の〇〇〇〇です。申請地は、大字木原の畠三筆で、合計二百八十九平方メートルです。農地でなくなった理由は、圃場整備事業にあたり、集落の公民館及び防火施設二箇所が必要となった。公民館については昭和六十年に完成し、当時国体選手の歓迎時にも活用した。防火水槽については昭和六十一年に完成し、以後農地としては活用せず現在に至るものです。申請年月日は平成二十八年三月十一日、農業委員会は同日受付となっております。
- 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。
- まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は
- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
 - 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
 - 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰瘍した土地で、農地への復旧が困難な土地
 - 四、人為的な潰瘍地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということ

になっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰瘍地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当すると考えます。

位置図については、一ページから四ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の一番小林会長から報告をお願いします。

小林会長 調査結果を報告します。ただいまの事務局の説明のとおり、農地転用申請位置図を見ていただくと分かること思います。防火用水槽二箇所と公民館ですが、今から五、六年前より利用状況調査を行っており、それから以降、非農地の手続きを進めるよう伝えており、審査基準につきましては三月十一日に地元の方々と現地確認をし、その状況においての経過を説明し、審査基準に適合し問題ないと考えます。

議 長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第二号、農用地利用集積計画書（案）の意見決定について

智頭町長より農用地利用集積計画書（案）の提出があったので意見を求める。

平成二十八年四月八日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第二号をご覧ください。

智頭町長より平成二十八年三月二十三日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。新規の利用権設定の計画が十八筆です。面積は、合計一万九千六百四十平方メートルです。

（議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明）

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第十八条第三項の要件である、

一、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、

二、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること、

三、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、

イ、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと

ロ、その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること、

四、対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること、共有の土地については二分の一を超える同意があること。

の要件を満たしております。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

異議なしと認め原案の通り決定します。

本日の提出案件はすべて終了しました。

続いて報告事項に移ります。

（一）農地法施行規則第三十二条第一項第一号の規定による農地転用届について

農地法施行規則第三十二条第一項第一号の規定による農地転用届を下記のとおり受理したので報告する。

平成二十八年四月八日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局に説明をお願いします。

局長 報告（一）をご覧ください。農地法施行規則第三十二条第一項第一号の規定による農地転用届を一件受理しました。

（報告に基づいて内容を説明）

議長 農地法施行規則第三十二条第一項第一号の規定による農地転用届の報告が終わりました。

報告（一）について、ご質問、ご意見等はありませんか。（ありませんの声）

質問、意見等ないようです。報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

以上で、本日の提出案件はすべて終了します。

その他について、事務局に説明をお願いします。

局長 その他について説明いたします。

・別段の面積についての検討について

・平成二十八年度活動計画について

・農業委員法改正について

議長 以上をもちまして、平成二十八年度第二回総会を閉会いたします。

局長 ありがとうございました。

次回総会は、五月十日火曜日です。午後二時より智頭町役場二階、第一・二会議室を予定しています。

平成二十八年四月八日

会長 小林 功

